

伊丹市いたみ交流センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により伊丹市いたみ交流センターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市中央 1 丁目 2 番 1－1 号

名 称 伊丹市いたみ交流センター管理運営委員会

代表者 会長 佐々木 憲治

2 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

伊丹市いたみ交流センターの効率的かつ効果的な管理運営を通して、地域コミュニティ活動の推進に資することを目的として、地元住民により設立された団体